三重の森林づくり条例の一部を改正する条例案

三重の森林づくり条例(平成十七年三重県条例第八十三号)の一部を次のように改正す る。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正 する。

改 正 後

改 正 前

|自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の|自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の 防止、林産物の供給等の多面にわたる機能防止、林産物の供給等の多面にわたる機能 (以下「森林の有する多面的機能」という。) (以下「森林の有する多面的機能」という。) を発揮するとともに、生活、文化活動の場とを発揮するとともに、生活、文化活動の場と して県民に恩恵をもたらしてきた。また、三して県民に恩恵をもたらしてきた。また、三 重の森林は、自然の生態系を支え、多様な生|重の森林は、自然の生態系を支え、多様な生 物を育み、人と生物の共生の場となってき物をはぐくみ、人と生物の共生の場となって た。

低迷と人件費等の生産費の上昇によって林低迷と人件費等の生産費の上昇によって林 業の採算性は大幅に低下し、林業経営意欲が業の採算性は大幅に低下し、林業経営意欲が 減退するとともに、山村の過疎と高齢化の進減退するとともに、山村の過疎と高齢化の進 行により、森林資源の循環利用を支えてきた行により、森林資源の循環利用を支えてきた |林業が大きな打撃を受け、放置林の増加など||林業が大きな打撃を受け、放置林の増加など 森林の適正な管理が困難になっており、森林森林の適正な管理が困難になっており、森林

れるよう、国、県、市町、事業者、森林所有れるよう、国、県、市町、事業者、森林所有 |百年先を見据えた豊かな三重の森林づくり||百年先を見据えた豊かな三重の森林づくり の実現に向けて取り組まなければならない。の実現に向けて取り組まなければならない。 の有する多面的機能を効果的に発揮させるの有する多面的機能を効果的に発揮させる 条例を制定する。

三重の森林は、県土の保全、水源のかん養、 三重の森林は、県土の保全、水源のかん養、 きた。

しかし、輸入木材の増加に伴う木材価格の しかし、輸入木材の増加に伴う木材価格の の有する多面的機能は危機に瀕している。 の有する多面的機能は危機に瀕している。

森林が豊かで健全な姿で次代に引き継が 森林が豊かで健全な姿で次代に引き継が 者 等 及 び 県 民 一 人 一 人 が 森 林 及 び 林 業 に 関 者 等 及 び 県 民 一 人 一 人 が 森 林 及 び 林 業 に 関 する共通の認識を持ち、互いに恊働しながらする共通の認識を持ち、互いに恊働しながら ここに、私たちは、三重の森林が県民のか ここに、私たちは、三重の森林が県民のか けがえのない財産であることを認識し、森林|けがえのない財産であることを認識し、森林 ことによって環境への負荷が少ない循環型にとによって環境への負荷が少ない循環型 社会の構築に貢献していくことを決意し、本社会の構築に貢献していくことを決意し、本 条例を制定する。

(目的)

は育てること(以下「三重のもりづくり」 という。)について、基本理念を定め、並 びに県、森林所有者等、県民及び事業者の 責務等を明らかにするとともに、県の施策 の基本となる事項を定めることにより、三 重のもりづくりに関する施策を総合的か つ計画的に推進し、県民の健康で文化的な 生活の確保に寄与することを目的とする。

(林業の持続的発展)

第四条 三重のもりづくりに当たっては、森際四条 三重のもりづくりに当たっては、森 林資源の循環利用を図ることが重要であ ることに鑑み、林業生産活動が持続的に行 われなければならない。

(森林文化及び森林教育の振興)

第五条 三重のもりづくりに当たっては、森|第五条 三重のもりづくりに当たっては、森 林が継承されるべき郷土の歴史的、文化的 な財産であるとともに、自然環境を理解す るための教育及び学習の場であることに 鑑み、その保全及び活用が図られなければ ならない。

(県民の参画)

第六条 三重のもりづくりに当たっては、森<mark></mark>第六条 三重のもりづくりに当たっては、森 林の恩恵は県民の誰もが享受するところ であることに鑑み、森林は県民の財産であ るとの認識の下に、県民の参画を得て、森 林の整備及び保全が図られなければなら ない。

(県の責務)

第七条 (略)

2 県は、三重のもりづくりを推進するに当2 県は、三重のもりづくりを推進するに当 との協働に努めるとともに、国との緊密な 連携を図るものとする。

(略)

(目的)

第一条 この条例は、三重の森林を守り、又第一条 この条例は、三重の森林を守り、又 は育てること(以下「三重のもりづくり」 という。)について、基本理念を定め、並 びに県、森林所有者等、県民及び事業者の 責務を明らかにするとともに、県の施策の 基本となる事項を定めることにより、三重 のもりづくりに関する施策を総合的かつ 計画的に推進し、県民の健康で文化的な生 活の確保に寄与することを目的とする。

(林業の持続的発展)

林資源の循環利用を図ることが重要であ ることに<u>かんがみ</u>、林業生産活動が持続的 に行われなければならない。

(森林文化及び森林環境教育の振興)

林が継承されるべき郷土の歴史的、文化的 な財産であるとともに、自然環境を理解す るための教育及び学習の場であることに かんがみ、その保全及び活用が図られなけ ればならない。

(県民の参画)

林の恩恵は県民の誰もが享受するところ であることにかんがみ、森林は県民の財産 であるとの認識の下に、県民の参画を得 て、森林の整備及び保全が図られなければ ならない。

(県の責務)

第七条 (略)

たっては、県民、森林所有者等及び事業者 たっては、県民、森林所有者等及び事業者 との協働に努めるとともに、国及び市町と の緊密な連携を図るものとする。

> 3 (略)

第十条 (略)

(県と市町との協働)

- 第十条の二 県は、市町が三重のもりづくり において重要な役割を有していることに 鑑み、基本理念を踏まえつつ、県とともに 森林・林業基本法(昭和三十九年法律第百 六十一号) その他の森林及び林業に関する 施策に係る法令の規定に基づく責務等を <u>十全に果たすことができる</u>よう、市町に対 し、その地域の特性に応じ、県と協働して、 当該市町における三重のもりづくりに関 する施策を策定し、及び実施することを求 めるものとする。
- 2 県は、市町が実施する三重のもりづくり に関する施策の策定及び実施を支援する ため、情報の提供、技術的な助言その他の 必要な措置を講ずるものとする。

(林業及び木材産業等の健全な発展)

第十四条 県は、森林資源の循環利用の重要<mark>第十四条 県は、森林資源の循環利用の重要</mark> 展を図るため、県産材安定供給体制の強 化、林産物の活用の促進その他必要な措置 を講ずるよう努めなければならない。

(県産材の利用の促進)

第十六条 県は、県産材の利用の拡大が三重席十六条 県は、県産材の利用の拡大が三重 エネルギーその他多様な分野における県 産材の利用を促進するため、県産材の認証 制度の推進、県産材の適切な利用に係る知 識等を有する人材の育成及び確保、事業者 と連携した県産材の新用途の開拓その他 必要な措置を講ずるよう努めなければな らない。

(略)

第十条 (略)

(林業及び木材産業等の健全な発展)

性に鑑み、林業及び木材産業等の健全な発性にかんがみ、林業及び木材産業等の健全 な発展を図るため、県産材安定供給体制の 強化、林産物の活用の促進その他必要な措 置を講ずるよう努めなければならない。

(県産材の利用の促進)

のもりづくりに資することに鑑み、建築、 のもりづくりに資することにかんがみ、そ の利用を促進するため、県産材の認証制度 の推進その他必要な措置を講ずるよう努 めなければならない。

(略)

(森林文化の振興)

第十七条 県は、森林が歴史的、文化的に県第十七条 県は、森林が歴史的、文化的に県 み、人と森林との関係から形成される文化 を振興するため、県民が森林に触れ合う機 会の確保その他必要な措置を講ずるよう 努めなければならない。

(森林教育の振興)

の理解が必要なことに鑑み、森林と生活及 び環境との関係に関する教育を振興する ため、県民が森林について学ぶ機会の確保 その他必要な措置を講ずるよう努めなけ ればならない。

(森林文化の振興)

民の生活と密接な関係を有することに鑑 民の生活と密接な関係を有することにか んがみ、人と森林との関係から形成される 文化を振興するため、県民が森林に触れ合 う機会の確保その他必要な措置を講ずる よう努めなければならない。

(森林環境教育の振興)

第十八条 県は、三重のもりづくりには県民|第十八条 県は、三重のもりづくりには県民 の理解が必要なことにかんがみ、森林と生 活及び環境との関係に関する教育を振興 するため、県民が森林について学ぶ機会の 確保その他必要な措置を講ずるよう努め なければならない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(三重県民の森条例の一部改正)

三重県民の森条例(昭和五十五年三重県条例第三号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように 改正する。

改 正 後	改 正 前
(設置)	(設置)
第一条 県民の心身の健康の増進及び森林	第一条 県民の心身の健康の増進及び森林
<u>教育</u> の振興に寄与するため、三重県民の	<u>環境教育</u> の振興に寄与するため、三重県
森(以下「県民の森」という。)を三重郡	民の森(以下「県民の森」という。)を三
菰野町に設置する。	重郡菰野町に設置する。

(三重県上野森林公園条例の一部改正)

三重県上野森林公園条例(平成十年三重県条例第四号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように 改正する。

改 正 後	改 正 前
(設置)	(設置)
第一条 県民の心身の健康の増進及び森林	第一条 県民の心身の健康の増進及び <u>森林</u>
<u>教育</u> の振興に寄与するため、三重県上野	<u>環境教育</u> の振興に寄与するため、三重県
森林公園(以下「森林公園」という。)を	上野森林公園(以下「森林公園」という。)
伊賀市に設置する。	を伊賀市に設置する。